平成２１年（フ）第８号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府1507番地12
破産者　株式会社愛心
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７２２号
福岡市早良区南庄２丁目12番５号
破産者　有限会社西福岡タイヤセンター
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７９８号
福岡県古賀市天神５丁目６番６号
破産者　有限会社コーエイ
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４号
北海道根室市明治町１丁目65番地
破産者　株式会社雪印牛乳下出販売店
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２０年（フ）第１１４７号
仙台市太白区鈎取字新田町７番地の１
破産者　株式会社サパテリーヤ
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第２４１号
栃木県鹿沼市茂呂2587番地
破産者　株式会社エスピーイー三和
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第６０２号
栃木県宇都宮市宝木本町1177―23　ニューウイングＨＡＳＥＢＥ102号室、開始決定時の住所栃木県那須塩原市二区町326番地６
破産者　髙久　良一
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第６２９号
栃木県宇都宮市野沢町67番地10
破産者　有限会社池田運輸
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第１０３２号
栃木県宇都宮市雀の宮５丁目６番32号、前住所栃木県宇都宮市昭和３丁目２番７号
破産者　高山　邦夫
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第１０３３号
栃木県宇都宮市雀の宮５丁目６番32号、前住所栃木県宇都宮市昭和３丁目２番７号
破産者　高山　　惠
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２号
栃木県那須塩原市扇町１番28号
破産者　新日本観光株式会社
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第７９号
栃木県さくら市喜連川5547　喜連川社会復帰促進センター
破産者　脇神　浩二
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１８３号
神奈川県相模原市上溝2390番地
破産者　株式会社博栄商会
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第３５号
京都府京田辺市三山木谷ノ上17番地
破産者　有限会社京宝建設工業
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２１４号
京都市伏見区小栗栖小坂町48番地
破産者　株式会社伏見桃山ゴルフクラブ
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
山口県防府市大字新田1314番地の２
破産者　時政玖美子
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５３号
福岡市中央区大名２丁目９番29号
破産者　株式会社アンサー
1　決定年月日　平成21年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１４３号
秋田市広面字近藤堰越48番地１
破産者　有限会社フジライン秋田
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８１３号
横浜市南区吉野町５丁目22番地
破産者　有限会社ヨコハマアートスクール
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５２号
神奈川県愛甲郡愛川町田代1668番地の５
破産者　有限会社福三サービス
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５６号
富山市布瀬町南１丁目６番地の８
破産者　有限会社カーショップ・エクスプレス
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６２号
富山市小杉153番地の６
破産者　映像工房株式会社
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部